

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 令和元年11月15日(金)午後2時30分～午後4時30分  
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室(本館2階)  
出席者 司会者 中川正隆(札幌地方裁判所刑事第2部総括判事)  
法曹出席者 向井志穂(札幌地方裁判所刑事第2部判事)  
岡田和人(札幌地方検察庁公判部検事)  
奥田真与(札幌弁護士会弁護士)  
裁判員経験者 8人(1番, 2番, 3番, 5番, 6番, 8番, 10番, 11番)  
補充裁判員経験者 3人(4番, 7番, 9番)  
報道機関出席者  
北海道新聞 1人

### <意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介, 挨拶>

#### 司会者

本日は、昨年12月から今年3月までに行われた6件の裁判員裁判において、裁判員または補充裁判員として参加された11名の方にお越しいただきました。どうもありがとうございます。私は札幌地方裁判所刑事第2部で裁判長をしています、中川正隆と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、裁判員裁判が始まってからちょうど10年が経ったということになります。より良い裁判となるように、検察官及び弁護士、そして裁判官が努力を重ねてきた結果、現在この制度はおおむね安定的に運用されているといえますけれども、まだまだ課題もありまして、さらに工夫していく必要があります。裁判員経験者の皆さまの率直なご意見、ご感想をいただければ、我々が少し慣れてしまっ、気付かなかつたり、見落とししてしまっているような課題を浮かび上がらせていただくということになろうと思います。評議のときと同様に、活発なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、私以外に裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれ1名が参加しておりますので、簡単に自己紹介をお願いします。

#### 向井判事

刑事第2部の裁判官の向井と申します。今日はありがとうございます。裁判員裁判につきましては、分かりやすい審理を実現したいと私たちも本当に心から思っておりまして、私たちなりに工夫しているところではあるのですが、なかなかアイデアに乏しいところもあり、それが実現できているか、もう少し工夫出来るところがあるのではないかと思いますので、今日は是非とも経験された方々のご感想を聞いて、今後に役立てたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 岡田検事

札幌地方検察庁の公判部検事の岡田と申します。よろしくお願ひいたします。私は、札幌地検に参りましたのは今年の4月でしたので、皆さんがご担当された時期とは少し

ずれているということで、直接担当していない事件の皆さんということにはなりますけれども、ただ、裁判員裁判が始まって以降、札幌地裁を含めて、東京や横浜など、全国の各地で裁判員裁判を経験しております。このように、裁判員や補充裁判員を経験された皆さんのご意見を伺う機会というのはなかなか普段ないものですので、是非貴重なご意見として今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、忌憚なくご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

奥田弁護士

札幌弁護士会の弁護士の奥田と申します。私は、弁護士会で刑事弁護に関する委員会に所属している関係で、このような意見交換会に何度か出席させていただいております。毎回、裁判員の方から聞こえてくるのは、弁護士の説明が早口だった、声が小さかった、分かりにくかった、いつも耳の痛いご意見を伺っているのですが、なかなか弁護士がたくさんいて、今回皆さんも初めてだったように、弁護士の中にも裁判員裁判が初めてという方がそれなりにいらっしゃるものですから、未熟なままで法廷に臨んでしまっている弁護人も多いのかなと思っておりますが、そのところを何とか弁護士会としてもバックアップしていきたいと考えております。今日は参考となるご意見を楽しみにして参りました。よろしく申し上げます。

## <裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象等について>

司会者

それでは、まず、裁判員経験者の皆さまには、私の方から参加された事件の概要をご紹介しますので、その後、参加される前に抱いていた裁判のイメージとか、参加した後に変わった裁判のイメージがあれば、そうした参加した上での感想などをお話いただければと思います。

まず、1番の方が参加された事件は、暴力団組員らが共謀して、住居に侵入して、その家の人を工具で叩いてけがをさせたけれども、お金は奪えなかったという強盗致傷などの事案になります。被告人が共犯者のうち3人おりまして、量刑が争いになり、3人のうちの1人が懲役6年、残りの2人がそれぞれ懲役5年という判決を受けております。審理から判決までは8日間の日程と伺っております。この事件は向井裁判官がご担当の事件でした。では、1番の方よろしくお願いたします。

1番

初めて参加させていただいたのですが、普段裁判所というのは私の生活の中で縁のないところで、裁判のことはニュースで聞くくらいで、自分の生活とはあまり関わりのないことと思っていたので、難しい、分かりにくいというイメージがあったのですが、実際に参加させていただいて、最初に用意していただいた資料もすごく分かりやすく、図などを入れていただいて、素人にも分かりやすい言葉で書かれていたので、事件の概要などは割と問題なく理解ができました。難しいという苦手意識があったのですが、そういったことが一切なく、事件の概要などもすぐに理解することが出来たのはちょっとびっくりしました。検察官の方も弁護人の方も、素人にも分かりやすい言葉で、難しい言葉、専門用語は使わずに、分かりやすい形で説明していただいていたので、聞いているこちらとしては理解しやすかったし、質問もとてもしやすかったという印象でした。

司会者

ありがとうございます。では、次に2番から4番の3名の方が参加された事件ですけれども、この事件は施設に入所していた被告人が、職員の女性に対して暴行を加えて、わいせつな行為をして、けがを負わせたという強制わいせつ致傷という事件です。この事件も量刑が争いになりまして、懲役2年と6か月、4年間の執行猶予で保護観察が付いたという判決になっております。審理から判決までは5日間の日程と伺っています。それでは、2番の方からよろしくお願いします。

2番

私も初めて裁判員に選ばれて、初めて参加させていただいたんですけれども、なにしろ何も分からず、流れなどちゃんと分かってなかったんですけども、すごく皆さま丁寧に流れなどを教えていただいて、戸惑うこともなく参加出来たと思ひまして、本当に参加して良かったと思っております。内容の方なんですけれども、すごく分かりやすく、ちょっと疑問に思ったことも、質問したら、ちゃんと丁寧に説明してくださって、疑問に思うこともなく、問題なく参加出来たと思ひますので、私の中ではとても良い経験だと思っております。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方をお願いします。

3番

この裁判で話し合っって一番混乱したのは、その人がどのくらいの精神障害だったのか、そういうところが論点になりまして、人と違うからこういうことをするのは許されるじゃないけれど、このくらいはそんなに罪にならないだろうというのがすごく微妙な感じで、みんなも悩んだところでした。裁判自体の流れとかは、本当に裁判官の方とか、みんな意見を交換しやすくやっていたと思ひますし、意見がバラバラになったときもありましたけれど、それでも話し合いを重ねていく中で、こうだよ、こうだよ、こうだよ、みんなが納得出来た判決になったと思ひます。

裁判員自体に決まったときは、ものすごくトラウマになりそうなくらい怖くて、どんな裁判なんだろうとか、パンフレットを見たら、裁判員裁判をやるのは結構重い罪だということが書かれていた気がして、ものすごく行きたくなくて、さぼったらどういう罪になるんだろうとか色々調べたりしたんですけれど、実際に来てみてやってみると、怖い映像はないと聞かされましたし、今回の私たちが受けた事件は性犯罪だったので、グロテスクなものもなく、トラウマにはならなかったんですけれど、女性の怖さというのを再確認したかなと思ひます。

やった後には裁判員になって良かったとすごく思っって、周りの人にもすごく良かったよ、是非やってみるべきだよ、人生観変わるよと言っっていますし、人の人生についてもよく考えるようになったので、勉強になりました。

司会者

ありがとうございます。では4番の方をお願いします。

4番

同じ事件だったんですけれども、まず、選ばれて行っったときは、やはり先ほどの方も申されたように、非常に罪の重い裁判があっって、例えばこう人が死んだとかですね、そ

ういうものかなと思って来ましたら、犯罪的には大きくなかったんですけど、私どもの担当した事件は被害者も女性でしたし、裁かれる方も精神障害があって、社会的になんというか、弱い立場の方だったので、私たち一般の人間から見たら、両方ともかばいたくなるような存在でしたので、量刑にはすごく悩みました。裁判員と裁判官みんなで考えていく段階で、裁判官の方が全て引っ張っていくというよりは、そのチームで、みんなで考えていくという部分に関して、非常に良いチームワークがだんだんできてきて、意見がまとまったと思ひまして、参加している意義をすごく感じる事が出来たと思ひます。

自分自身が刑を受けたことがないわけですから、1年の刑が2年になったらどれくらい辛いのかなというのが分からないので、最終的には過去の判例を見て、私たちが担当した事件は精神障害をどれくらい考えてあげるのが良いのかなというところがすごく悩んだところだと思うんですけども、そういうことも私どもの一般的な意見をくみ取っていただいて、最終的な判断にさせていただけたのかなと感じられましたので、参加している実感も感じられました。

最初に裁判員裁判がこういうものですよといったときに、裁判員のメンタルに何かあったときは、ここに連絡してくださいみたいなのがあったと思うんですけど、それを見たときに、傍聴されている方に例えば犯罪をした方の仲間がいたりして、裁判所から出たときに「おい、おい」とか声を掛けられたりすることがあるのかなとか、私どもの事件ではありませんでしたけれども、もっと怖い裁判だったらそういうことも恐怖に感じる方がいるのかなとかですね、そういう想像をしたなというのがちょっと印象にあります。おおむね非常に良かったですし、良い経験になりまして、会社の中でも同じような経験をした人間がいなかったもので、すごく興味を持って聞いてきてくれた人がたくさんいまして、そういう意味では良い経験だったと思っております。

#### 司会者

ありがとうございます。裁判員の方の身の安全という観点では、裁判所もかなり気を配ってはいて、そういう危なそうな事件であれば除外をするという法律上の整備もあって、現に九州の方ではそういった除外をしているということがあります。あとは、事件の関係者と裁判員の方との接触がないように気を配っているところです。

次に5番の方の事件ですけれども、1番の方と同じ事件の共犯者1名が被告人となっている事案であります。この事件では、犯罪を共同、みんなで共同して行った共同正犯といえるのか、それとも手伝っただけの幫助犯でもっと罪が軽くなるべきだというのが争点になりまして、判決はみんなで一緒にやった共同正犯であるという認定をして、懲役4年6か月の判決になっています。審理から判決までは9日間という日程でした。では、5番の方お願いします。

#### 5番

制度が平成21年5月21日から始まったということで、一番最初に家に封筒が届くまでは全くの他人ごとでした。制度自体は存じ上げてはありましたけれども、私自身裁判というものに関しまして、自分が目指すところではありませんでしたし、また、加害者、被害者にはならないという考えを持って、日々過ごしてきたので、私には来ないだろうと思っていたんですが、何日に裁判所に来てくださいということで2回目の封筒が

来まして、そこから色々ネットで裁判員裁判というものを調べた感じでした。当初、仕事の関係上、断ることも可能ということだったんですけども、自分が経験したことの無い裁判というものをちょっと経験してみたいなど、自分の中で考えが少しずつ芽生えてきて、選任日にここに来たというところでした。選任されたいという思いを持って来て、仕事関係にはいつからいつまで不在になると前もって言ってあったので、逆に選ばれて良かったと、選ばれていなかったら恥ずかしい思いをしたんじゃないかと、ただ、実際には、ボタンを押して番号が出たということだったんですけども、選ばれたときには、本当に自分で大丈夫かなと急に不安になり、すごく緊張したのを覚えています。

初日からとても緊張して、裁判は9日間だったんですけども、本当にあっという間に過ぎたという感じでした。その裁判の中で、色々な話があり、やっぱり人それぞれの考え方が違うなと思ったのが、正直な感想です。裁判員6名と補充裁判員2名の8名を裁判長と裁判官の方がうまくリードして意見を出してくれて、上手な持って行き方だったなと振り返ります。裁判自体の印象としましては、非常に難しいところだなというふうに考えながら、加害者としての立場、また被害者としての立場を考えながら見聞きさせていただいて、意見を言わせていただいたという記憶があります。あとは、裁判所の中にいる方々が親切かつ丁寧な対応でリラックス出来た時間でもありました。自分の人生経験の中でこのような体験が出来たのは非常に良かったなど、またこういう機会があれば是非参加したいと思っております。本当にありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。では、6番と7番の方が参加された事件は、路上で通行していた女性に対して暴行を加えてわいせつな行為をして、けがを負わせたという強制わいせつ致傷という事案になります。被害者の負ったけがが被告人がした暴行の結果なのかどうか争いになったと聞いておりますけれども、結論としては、被告人の暴行でけがが生じたと認めて、懲役3年、5年間執行猶予の判決がなされています。審理から判決までは4日間と伺っております。では、6番の方からお願いいたします。

6番

事件についてなんですけれども、まず、致傷した場合としていない場合の差というもの詳しく説明してもらったんですが、その差の大きさにびっくりして、裁判員みんなでその差の大きさに驚きながらも、本当にこの大きさで良いのかということをお話していたんですけども、裁判官の方にこれまでの同じような事例を丁寧に説明していただいて、分からない言葉も逐一説明してくれて、話し合いはすごくやりやすかったです。裁判を実際に行うときも、事前にここは少し長くなるかもしれないとか、ここは早く終わるかもしれない、そういう細かい時間も教えてくれて、自分の時間や体調も管理しやすかったので、リラックスというか、自然体で裁判に臨めた良いものだったと思います。

あとは、裁判員に選ばれたということで、他の周りも誰もやっていない状態で、どうだったとか聞かれることがすごく多くなって、自分も周りも裁判員裁判というものを、今まで完全に他人事だったのが、身近に感じられるものになって、周りにも来るかもしれないよと伝えられて、とても良い経験だったと思います。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方もお願いします。

## 7 番

私も裁判というのは無関係だなと思っていて、実際に封筒が来たときには選ばれるわけがないだろうという気持ちでした。それで、2回目に来たときには、やっぱり良い経験なのかなと思って、出席する返事を出しました。

私が参加した裁判の内容は、先ほど言っていたように、けがになるかどうか、致傷ですね、それが話し合いの重点項目でしたので、人それぞれ女の人と男の人の考えも違うし、一人一人の考えも違うということが今回の経験になりました。加害者の方の顔を見てこんなことをやるような人じゃないのになと思って、加害者の立場にもなるし、被害者の立場にもなるし、罪を憎んで人を憎まずなんですけれども、そんな甘い考えじゃ裁判は出来ないなと思いました。誰でも経験出来るようなことではなかったもので、経験できて良かったと思っています。

## 司会者

ありがとうございます。それでは、次は、8番と9番の方が参加された事件ですけれども、1番と5番の方と全く同じ事件で、この事件は主犯格とされた暴力団組長が被告人となっている事件で、被告人は、自分としては強盗ではなく窃盗のつもりでいたんだけれども、共犯者がしてしまったんだと、自分は窃盗の共犯の責任しか負わないんだという主張をされたんですけれども、結論としては、強盗致傷の共犯だと認定されまして、懲役6年4か月の刑が言い渡されました。日程としては、審理から判決まで10日間と伺っています。では、8番の方からよろしくお願いします。

## 8 番

私は、もともと司法に興味があったので、選ばれたときは良かったなというか、もう積極的に参加させていただきました。実際に評議に参加させていただいて、3人裁判官の方がいらして、進行していた裁判官の方がとてもスムーズに意見を出せるようにしてください方で、皆さん意見が言えたと思いますし、8人の裁判員の方も皆さんこう和気あいあいと、多分、私が一番年齢が上だったと思うんですけれども、皆さんで話し合うことができ、最後に判決を出すときも皆さん納得して判決を出せたので、良かったと思います。私は法廷で意見を言う機会もいただいて、こういう経験はなかなか出来ないもので、それも本当に貴重な経験になったと思います。そして、これを経験してこの年齢になってもこういうことをやれるんだなと思いましたし、ちょっと今一念発起して、運転の免許を取りに行っているんです。一応仮免も受かって、もう少しで取れそうなんですけれど、そういう勇気をもらえた本当に良い経験だったと思います。

それから、裁判官の方が着られる法服も着せていただいて、こういうことは初めてだと言われましたけれど、それも本当に良い経験になりまして、裁判官の方が本当に気配りしてくださって、休憩のときにはリラックスして、裁判員同士も仲良くなれましたし、本当に参加して良かったと思います。

## 司会者

法廷で意見というのは、被告人か証人に質問されたということですか。

## 8 番

はい。そうです。

## 司会者

私も皆さまにお薦めしているのですが、なかなか法廷で質問することは勇気がいるということのようで、ありがとうございます。では、9番の方お願いします。

#### 9番

私は最初にこの担当した事件の前にも呼出状をいただいたんですけど、そのときは旅行の予定が入っていたので、辞退させていただきました。せっかくなので経験してみたかったなと思っていたら、その後にもまた今回のこの事件で呼出状が来まして、そのときはちょうど都合が良かったので、来てみると抽選に当たってしまって、結構何十人もいらっしやっていて、その中に選ばれるとは思っていなかったもので、最初はどのような気持ちの方が強かったです。

事件については、暴力団組長の強盗致傷の事件ということで、実際に凶器を持ってみてくださいと裁判中に回ってきたりしたときは、ちょっと生々しいなという感じがして、事件の内容も、組長が認めてないというところで、私はこうだろうと思っても、いろんな人がいるので、いろんな意見があって、人それぞれ考えることは違うんだなと思っていました。土日が入って2週間になって、休みの日には事件のことは忘れようと思ってんですけど、この事件は結束バンドが使われたのがポイントだったりするのですが、たまたま買い物に行ったときに結束バンドが目に入ったら、ハアという感じで、ちょっとなかなか苦しい感じでしたね。

それと、量刑を決めるところが本当にもう見当もつかないことだったので、本当に悩んで、一番そこが難しかったです。普段そういう事件を目にしないですし、一番苦しかったんですけども、でも最終的にはこうかなと思う量刑が決まって、判決言渡しになって終わって、裁判所を出た後に、でもその6年4か月っていうのは本当に良いんだろうかと、そういう疑問が後から出てきて、特にその被告人に小さいお子さんがいらっしやったので、その6年、お子さんと会えないというのを考えると、私は事件からもう解放されましたけれど、そんなふうにして良いのかなという感じで悩ましいというか、ちょっとしばらく引きずっていました。それはしょうがない事だということで納得はしたんですけど、それでも、大変でしたけれど良い経験にはなったかなと思っています。

#### 司会者

ありがとうございます。では、10番と11番の方の事件ですが、これまでの事件の中で一番重い事件になりまして、被告人が家族に暴力を加えて亡くならせたという傷害致死の事案になりますけれども、この事件は主としては量刑が争点になりまして、検察官の求刑と同じ懲役10年という判決になりました。審理から判決までは4日間の日程と伺っております。では、10番の方からお願いします。

#### 10番

まず初めに、裁判員候補者に決まったときは出るのが本当に嫌でした。裁判に出ないためにはどういうことを伝えれば良かったということばかりずっと考えていました。それで、2通目の通知が来て、裁判所で抽選会があるんですけど、全体を見たら50人くらいいるし、その中の7人、8人には絶対入らないだろうと、今までもくじ運は悪いし、当たらないだろうと思っていたら、1番で当たってしまって、それからどうしようと思って、始まるまで本当に嫌でした。皆さん言われているように、裁判所を出たところでこちらを睨んでいたらどうしようとか、顔を覚えられたらどうしようとか、サング

ラスとかマスクはかけて良いんだろうとか、考えていました。

それで、まあ、出るようになったんですけれども、最初に考えていたのとはまた別で、月並みですけど、良い経験になりました。こんなことを言って良いのか悪いのか、やっていくうちに楽しくなったというか、事件に関しても興味を持ちました。この事件は傷害致死の事件ということで、被害者は亡くなって、被害者にはお腹に子どもがいて、その刑に対して、亡くなったのは被害者だけで、お腹の子どもが亡くなったことは法律上は傷害致死として評価されないということを裁判に出て初めて知りましたし、でも2人も亡くなっているんじゃないかということで、色々評議でも悩みました。それで、今ここで皆さんの話を聞いていると、強盗致傷事件で、1週間とか10日出られているんですけれど、自分たちは傷害致死事件で、審理が4日しかなかったので、そんなに簡単で良いのかなと思いました。

評議の最後に判決で懲役何年にしたら良いかという判例を見せられたと思うんですけど、ちょっと辛口の意見を言わせていただくと、裁判員裁判って必要なのかなと、その判例があるんだったら裁判官の方だけで判例を見て、その事件に対して、じゃあ懲役10年か8年かを話し合っただけなら良いんじゃないかと、終わってから家に帰って、冷静に考えたら、判例があるんだったら別に良いんじゃないのかと感じました。全体的な意見としてはそのような感じです。

司会者

ありがとうございます。では、11番の方をお願いします。

11番

私も10番の方と同じ案件だったんですけれども、最初は大丈夫だろうと、当たらないだろうと思って、そのまま受けていたのがまさかの展開になったんですけれど、裁判の流れとしては事前にスケジュールをいただいていたので、調整もしやすく、安心して最後の日まで出席することが出来ました。

裁判自体では、まず、弁護士さんの声が小さいなど、何を言っているのか聞こえなくて、しかも、弁護しているようにも聞こえなくて、裁判長が弁護士さんにもう少し大きい声で話してくださいと二、三回言っていたのを覚えています。あとは、重罪案件ということだったんですけれども、平手で殴ったか、グーで殴ったかというのが論点だと言われて、ここが論点なのと、自分としては、なんで平手とグーでそんなに違うのかなと思いました。今でもよく分からないんですけれども、どちらにしても女性の方が亡くなった事件だったので、ご遺体の写真など出てくるのかなと思って心配していたんですが、裁判長のご配慮でイラストだったので、トラウマになることもなく、安心して臨むことが出来ました。ただ、ドライブレコーダーとか、ラインのやりとりが出てきたので、2日目ぐらいから重苦しい気分で参加していました。こういう毎日、日常をこの被害者は送っていたのかなと思うと、かなり精神的につらい部分はありました。けれども、裁判官や裁判長の方が、和やかな空気を作ってくださっていたので、癒されたといえますか、安心して、最後には良い経験をさせていただいたなと思いました。

司会者

ありがとうございました。刑を決めるプロセスはなかなか大変な作業で、過去の例をどれだけ参考にするのか、その中でどれくらい皆さんの意見を入れてまとめていくのか

という、ここはいつも裁判官も悩んでやっているところです。刑を決めるうえで、同じようなことをした人には同じような刑をといるところは多少は必要になる一方で、それを全部コンピューターのように決めるんだとしたら、何のために我々人間が裁判しているのだろうかというところがあって、一件一件は違ふと、そこをどう折り合いをつけてやっていくのかが悩ましいところかなと思ひました。本当に良い意見をありがとうございました。

### <選任手続、法廷での手続、評議について>

司会者

それでは、一通り皆さまからお話をいただきましたが、審理の中身、検察官や弁護人の活動について、少しお話が出ていたと思うんですけど、さらに付け加えてお話を伺えればと思ひております。審理のプロセスの中で検察官や弁護人の活動で良かったな、あるいは、改善した方が良いなというお話があればお伺ひしたいのですが、まず、2番から4番の方と6番と7番の方の事件は、同じ強制わいせつ致傷という性犯罪の事案です。それぞれ被害者の方の質問が行われているということですし、一つの事件については、被害者の方が被害者参加人として手続に参加されているということですので、事件の中で性犯罪を受けた被害者の方に適切な審理が行われていたのかどうか、あるいは、それ以外のことでもお気づきの工夫の余地があるところがあればお話しいただければと思ひますけれども、まず、2番の方から伺ってよろしいでしょうか。

2番

裁判員候補者が何人か抽選のために集まりますよね。あれはあんなに集める必要があるのでしょうか。それはちょっと私は疑問に思ひまして、抽選というのはわかるんですけども、皆さんに交通費を出して、その日のお金が発生しているじゃないですか、それを毎行っているということですよ。それは必要なことなのかなと少し思ひました。

司会者

ありがとうございます。選任手続の話になりましたので、少しその話をしましょうか。皆さんも、他の方もそう思われましたか。

8番

私も思ひました。同じ意見です。30人以上いらしたので、こんなに集める必要があるのかなという気はしました。

司会者

事件ごとに色々難しいところがありまして、裁判所に来られた方の中にもやはり辞退をしたいという方がおられるんですけど、それは完全に予測なので、読めないというところがあります。それから法律上、検察官と弁護人はこの人はやめて欲しいということが言えることになっているので、それも予測して、それらによって裁判員と補充裁判員の方が8名を下回ってしまったら裁判が出来ないということになってしまいますので、20名程度の方には来ていただく必要があると考えて選任手続をしています。

その20名程度の方にお越しいただく前にも、辞退をされたりする方がおられて、そこも全く予想が出来ないところがありまして、これまでの経験上これくらいの方にお声掛けすれば、20名程度の方に来ていただけるだろうと思ひてやってはいるんですけど

ども、ときには辞退される方が少なくても30名程度になるときもあると、私としてはそう理解しています。ただ、お仕事の休みを調整されて来られているので、そこは非常に申し訳ないなど、なるべく人数は多くなりすぎないように工夫したいと思うところでもあります。ここは、なかなかいつも難しいところです。

では、3番の方はどうでしょうか。検察官や弁護人の活動についての意見でも良いですし、その他のことでも構いませんので、お願いします。

### 3番

裁判の中で弁護士さんの言っていることはちゃんと分かりましたし、そんなに疑問に思うこともなく、普通に滞りなく進んだと思います。

それで、先ほどの話に戻りますと、やっぱり私も何であんなに人数がいる中で、また抽選をしなければいけないのかなとは思いました。公正さを出すためにわざわざ抽選に呼んで、本当に抽選なんだよというところを見なければいけないのかなと思っていたのですが、そういうわけではないんですね。

### 司会者

例えば、8人だけを選んでその方に来てくださいと言っても、辞退しますとなってしまふと難しいですし、急に来れなくなりましたということもあり得まして、裁判員の方が6名から欠けてしまふと裁判がやり直しになってしまいますので、そこは出来ないという事情があります。

### 3番

最初に1年間は裁判員の候補ですよという通知が来てから、私たちのときは実際1年近く間が空いてから封筒が来て、もうこないだろうと思っていたところに来たのもあったし、すごい年末だったので、こんな時期にと思いましたがけれども、でも来たからにはやって良かったと思ったので、是非皆さんには参加して欲しいなと思います。

### 司会者

ありがとうございます。4番の方、どうですか。

### 4番

選任手続の方にはあまり疑問はなかったんですけども、私たちの事件では、被害者の方も来られて、プライバシーがどれくらい守られているのかというのは、はた目から見ていると心配ですし、裁判員として被害者の方が一生懸命自分が受けた被害を話している姿を見ているわけですし、こちらもその方の顔が分かってしまうので、迂闊にこんなことがあったよということと言えないなと思いましたが、法廷に来られている方からは見えないようにちゃんと守られていたのを目の当たりにできましたので、きちんと裁判がされているんだなと思いました。

私は、今まで裁判に関心を持っていたわけではないので、裁判員裁判は出来レースというか、事前に打ち合わせが出来ていて、裁判員裁判だから裁判員の人たちの意見も聞いて、最終的に収束させるところはここかなというようにやっているんじゃないか、そういった勘繰りを持ちながら参加していて、ちょっとそれが最後まで拭えなくて、加害者や被害者の方の顔を見ることが必要なのかなというか、形だけだったら私たちにも見えなくても良いのかなと思っていました。でも、今回の裁判員裁判に参加して、最後に量刑を考えると、裁判官の方に、だいたい決まっているんですね、誘導している

んですよねと聞いたら、いや、そうじゃないですよと、真剣に言ってくれて、私の考えは違ったなと感じて、先ほど言ったように、裁判員裁判がきちんとやられてるなというのを感じて終わることができました。ただ、検察官の方が強い口調でわーっとしゃべっているのは、なんとなく劇画調というか、演技みたいな感じがしてしまって、そう見えてしまったというのもありました。

あとは、精神障害の方が加害者だったので、その精神障害の状態を精神科の先生が来られて、こういう状態だから自分の意思でやったと思われるというようなことを話したんですけれど、精神科の先生のお話をその場でしっかりと聞いているのを見て、加害者の方に対する配慮もきちんとその場でやっているんだなというのが見れたので、私の変な勘繰りはそういうことでもだいぶ薄れました。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方どうぞ。

6番

私が参加した中では、結構スムーズに穏便に進んだので特に不満はなかったんですけど、事件の現場と後のことが資料に載っていて、被害者の女性をかばいたくなるような内容だったので、みんなそちらムードになったんですけど、そこを裁判長がちゃんと制してくれて、両視点から公平に、公正に、こちらから見たらこうだし、こちらから見たら確かにこうだと、私たちがかばいたくなるものから戻してくれて、そこから良い話し合いが起こって、最後の刑を決めるときも、すごく濃い内容の審理が出来たので、とても助かりました。とても良い経験でした。ありがとうございました。

司会者

7番の方、いかがでしょうか。

7番

私も6番の方と同じ事件だったんですけど、被害者の方のプライバシーもちゃんと守られていたので、テレビで見るのと同じなんだなと思いました。あと、判決のときには、みんな本当に色々な意見が交わされて、その中で決められたので、やっぱり裁判員裁判は良いことだなと思いました。勉強して資格を得た裁判官の方と全然素人で分からない人が意見を述べて、その中で判決を下すということはすごく良いことだと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、10番と11番の方の事件は人が亡くなっているという非常に重い事件ですが、その審理の中で、検察官や弁護人の活動とか、今後の審理で工夫すべき余地があるかどうか、先ほどお話しいただいたことでもそれ以外のことでも構いませんので、お話しいただければと思います。

10番

先ほど11番の方が言われたように、犯人の方が被害者を殴ったときに、グーかパーかと言われたけど、そのグーかパーかで量刑が変わるのかどうかと言われたら、被告人に殺す気がなくて、けがをさせるだけでやっていたとして、もしそこにカッターナイフか何かがあって、それを持ち出して刺したとなったら、また10年という刑が変わるのかということの後になって思いました。あそこにもカッターか何かがあったら、刃物

を使って殺害するような気持ちがあったんじゃないのかなとか、色々思いましたし、先ほど言ったように過去の例を見せられて、その後、その例を見て自分たちならどのくらいの刑が良いかというのを無記名で書いたんですが、量刑を決めるにあたって、素手で死亡させたのと、もしそこに武器があって死亡させたのであれば、また刑が長くなるのかなという疑問が家に帰ってから湧いてきました。あとは、先ほど言われたように、弁護人の方の声が小さかったです。

司会者

ありがとうございます。たしか、この判決を見ると、どのように殴ったかというのはそもそもあまり争点としては重視しないという判決文になっていたように私は理解していて、それが裁判員の方の答えだったのかなと、多数回か、数十回か、回数的な話の中で、その暴行態様の程度自体はあまり重要なポイントではないという評価を評議の中でされたのでこういう判決になっているのかなと思ったんですけども。

10番

人を殺しておいて8年、10年が軽いかどうかは分かりません。自分も裁判員にならなかつたら、自分の家族や親族が殺されたとしたら、絶対に死刑にすれば良いと思っています。だからその自分が最後に刑を決めるときに、本当に10年で良いのかなと。

司会者

殺人罪なのか傷害致死罪なのかという、その違いの大きさに腑に落ちないところがあるというお話でしょうか。

10番

もう一つ、殺人とその手を加えていないところの境界線ってどうなるんでしょうね。

司会者

その殺人の中で、共犯者の中でどういう役割になるかという違いで、日本の刑法では、手を下していなくてもその人が指示をしたというような場合だと、それは共謀があると、一緒になってやったんだという理解をされていて、おそらく強盗致傷の暴力団組長は直接はやっていないけれども、指示をしたということで重い刑になっているということだと思っんですね。それは多分行った行為の中で、どの人が責任を負うかという問題になると思っんですね。この事件は、お一人が行っているのだから、殺人罪なのか傷害致死罪なのかというところで、量刑が違ってくるところがあったのかなと私自身は思いました。

10番

よくテレビで見るように、犯人と弁護人が話し合っていて、お前その態度だったら刑が重くなるから、ちゃんと自分に有利になるような感じでしゃべらなきゃだめだよ、みたいなことはあるんでしょうかね。

奥田弁護士

談合することはないです。今回の平手なのかグーなのか、これに関して言うと、おそらく、弁護人は、平手でもグーでも何十回も殴っているんだとしたら、それは刑には関係ないと思うよと、そういうアドバイスをしていると思います。ここから先は弁護人のいつも辛いところなんですけれど、それでもその被告人、依頼者がグーかパーかにこだわる場合、それを法廷に伝えないわけにはいかなくなってしまうんです。被告人が、そ

こはもうどうしても自分としてはパーだったということにこだわりたいんだと、こういうふうにおっしゃると、そこはちょっともうどうしようもないんだという気はしています。少なくとも僕も判決しか読んでませんけれど、グーでもパーでもそんなに量刑には関係なかったらうなと思います。

司会者

1 1 番の方は、いかがでしょうか。

1 1 番

ドラマでは弁護士が被告人を守るために前に出たりして、弁舌を振るうと思うんですけど、全く声が聞こえなくて、これで良いのかなということが多々ありました。あとは、本当に論点、グーかパーかという話はあったと思うんですけど、そこは多分被告人の方がそこを主張したかった部分だと言っていたような気がします。

あとは、判例で、ここからここくらいまでの事件の案件というか、ケースなんだという話を聞いたときに、やっぱりある程度のひな形が出来上がっていて、その中に当てはめていくという感じなのかなと思ったんですけども、ただ、裁判員のグループの中で、先ほど10番の方がおっしゃっていたように、自分だったら何年が良いというのを紙に書いて、無記名でお渡ししたりして、自分たちの意見が反映されたんだなという感じがしたので、参加する意味はあったんだなと、噂とか自分のイメージでは、私たちの意見は反映されないでそのまま決まってしまうんじゃないかなというのがあったので、そこは違うんだなと理解しました。良い経験になりました。

司会者

ありがとうございます。では、強盗致傷事件の裁判員の方からもお話を伺いたと思います。たくさん共犯者がいる事件の難しさですとか、あるいは検察官や弁護人の活動について、何かお話をいただければと思いますけれども、1番の方、いかがでしょうか。

1 番

そうですね、今回私が出させていただいたのは、被告人が3人いるという事件で、まず少し驚いたのが、1人の被告人に弁護士が2人ついていたので、被告人側になると弁護士の方が6人揃って入ってこられて、被告人席でぎゅうぎゅうになって座っているのがとても印象的だったのですが、その時々で違ってはいましたが、だいたい1日に1人の被告人の方が被告人質問とか検察の方からの質問という形で裁判されていたんですけど、その日は質問されない他の被告人も毎日毎日必ず弁護士と一緒に出てこられて、一緒に裁判を受けているという形で、弁護士は自分の被告人を守るっていう意味もあって、意見の食い違いとか、聞いているとそれぞれ違ってくる部分とかもあるとは思いましたが、素人から見ると、その日は質問とかやりとりをしない被告人の方が、そこにいる必要があるのかなと、逆にいたら言えない、例えば上下関係があって素直に言えないとか、そういう問題が出てこないのかなと疑問に思ったのが少しありました。でも、内容的には、先ほども言ったとおり、検察官の方とか弁護士の方がかみ砕いて説明して、質問もしていただきましたし、私たちがこれってどういうことなのかなと思ってた部分も、裁判官の方がくみ取って質問したり、説明してくださったので、内容で戸惑うことはなかったのですが、そういうシステムにはちょっとした疑問がありました。

司会者

ありがとうございます。確かに、自分が話すときに他の共犯者が聞いていて、もしこれが話しにくいという場合には分けてやるんだろうと思います。弁護人から言ってくることもあるかなという気はしますが、この事件はそこまでの心配はいらないということだったのかなと思います。あとは、一緒にやる以上は他の被告人が何をしゃべったか聞かないといけないので、もしそういった問題があれば別々に裁判するということになるかなと思います。ありがとうございました。では、5番の方がいいでしょうか。

5番

今回の被告人に対する罪の重さというのを、攻める、重くしたいというのが検察側で、軽くしたいというのが弁護人側で、攻守だったと思うんですが、今回の裁判においては、圧倒的に攻の方が強かったというふうに感じております。事件から日数が経ちまして、証人の発している言動と、被告人の発している言葉に若干の違いがあったりというのが素人でも少し感じたところですが、弁護人のこういうふうに護りたいという意思も伝わってはきたのですが、やはり検察の圧倒的証拠が強かったなという印象です。日数が経って記憶があいまいな中で、今後どのような手法、手段をもって、立証していくのかなと非常に興味深かったんですけど、今回に関しては、検察側が圧倒的に強かったという印象を持ってしまいました。いろんな事件があるかとは思いますが、非常に難しいところだなというふうに改めて思います。

司会者

それは、スキルの差ではなくて、事件自体の中身の差という理解でよろしいでしょうか。

5番

そうですね。初日から検察側がガンガンいきまして、弁護する方が言葉足らずというのもあったかもしれないんですが、初日は1対9で弁護士側が負けていて、その流れがどう変わるかなと思って楽しみに感じている自分もいたのですが、最後の最後まで変わらず、その流れでいてしまいました。判決言渡しの前日の評議のところまでそのままいってしまったなと感じましたので、もしかして違う方だったら、違う方向からこう見てというのがあったのかなと思いますが、印象として強く残っています。

司会者

ありがとうございます。では、8番の方がいいでしょうか。

8番

評議自体は本当にスムーズにというか、裁判員の皆さん本当によく見ていらして、私は大局的に見てしまうところがあったのですが、皆さんよく意見を出したと思うし、積極的に意見をしている評議だったと思います。その点に関しては、裁判官の方とか、弁護人の方とか、検察官がどうこうというのはあまりないんですけども、評議自体の雰囲気なんですけど、私たちを担当してくれた裁判官の方は進行してくれた方も、本当に朗らかで和やかな方だったので、難しい話をしていても休憩やお昼休みには癒されたというところがありますし、裁判官の心遣いに和まされたというか、そういうのはずっと続けて欲しいなと思いますし、重い案件であればあるほど、裁判員の方がリラックス出来るような雰囲気を作っていたら、参加した方もストレスを溜めずに出来るんじゃない

ないかなと思うので、そういうところはこれからも続けていっていただきたいなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、9番の方どうぞ。

9番

裁判は傍聴もしたことがなかったので、どういうふうに進められていくかというのも全然最初は分からなかったんですけど、実際裁判に参加させていただいて、検察官の方の資料がとても分かりやすく丁寧で、すごくよく分かりました。こう考えるのは強引かなっていう部分も一部あったんですけど、でも全般的に資料も分かりやすく、とても納得出来たんですけど、やはり、弁護士さんの方の資料が少しあっさりというか、分かりづらかったというか、弁護士さんが2人いたんですが、若い方の質問がどういうことを意図しているのが分からないものがありまして、裁判官の方ももう少し分かりやすくと言っていましたし、被告人もちょっと戸惑っていたような面があって、結局あの質問は一体なんだったんだろうと、素人としても何を意図しているのか分からない部分があったので、どうなんだろうというふうに思います。2人いたもう一人の方の質問は分かりやすかったんですけど、そこは少し気になりました。

司会者

ありがとうございます。奥田弁護士から伝えたいことがあるんじゃないかなと思いますけれども、どうぞ。

奥田弁護士

弁護人のスキルの問題が結構あることは否定しませんし、経験不足のために分かりにくくなっていることは正直あります。ただし、ここで是非とも言っておきたいのは、5番の方がおっしゃったように、間違いなく検察官が強いですよ。要するに、無罪になるような事件は検察官は起訴しないんですよ。私は、こういう席に何度も出ていますけれど、以前、経験者の方に弁護士さんは勝ち目のない事件もやらなきゃいけないから大変ですねと言われたことがあります。勝ち目の乏しい事件が大半ということがあって、そのために主張が分かりにくくなったり、質問の意図が分かりにくかったりすることもあり得るということだけは、ご理解いただきたいです。確かにスキルが届いていないということも否定はしませんし、そこは十分反省してこれから我々もスキルアップしていきたいと思っておりますけれども、その点だけは申し上げておきたいです。

司会者

ありがとうございます。では検察官や弁護士から何か質問がありますでしょうか。

岡田検事

とても興味深く、皆様のご意見を拝聴いたしまして、特に4番や7番の方から被害者の方のプライバシーを気遣ったご意見をお聞きしまして、我々検察官は被害者の代理人という立場ではないんですけども、ただ刑事裁判を行う中で、被害者の方が出来ないことを代わって出来るという立場で、準備の中で被害者の方と接する機会も多いので、そういった被害者の方に対するお気持ちというのを経験された方から聞けたというのが、大変心強く思っております。

質問としては、共犯事件で、共犯者の事件と一緒にやった方が良いのか、分けてやっ

た方が良いのか、というところですね。1番の方から、まとまっているとちょっと話しづらそうな被告人がいたというお話があったんですけども、評議とか量刑を考えていくにあたって、共犯者の量刑を全員いっぺんに決めるということにすれば、この人の方が重いよね、この人の方は軽くて良いかなという両方の刑のバランスも含めて考えられると思うんですけど、バラバラにやると自分たちでは決められなくて、この被告人だけの刑を決めなければいけないと、そういうバランスというのが取りづらくなるようなところはあると思います。ご経験した中で、共犯者の事件も一緒にやった方が良かったと思われるか、それとも、バラバラで良かったんじゃないかと、その点について、もしご意見があればお伺いしたいなと思うのですが。

司会者

5番の方いかがですか。

5番

私は、バラバラで良いと思います。その理由としましては、全員一緒にやった方が色々考えられることはあるかと思うんですが、やはり裁判員裁判という中で、一人一人裁判員の方が、十人十色でいろんな意見を持っている、それがイコール国民の意見だということを反映させていただければなと思います。同じ罪を犯した人でも、その役割によって刑の重さというのが変わってくると思うんですが、それは、別々に考えても良いと思います。今回も別に共犯者がいたんですけど、実際この方はこの量刑でしたよと聞かされていまして、それと比べれば良いかなと思います。

司会者

ありがとうございます。8番、9番の方はいかがでしょうか。では、9番の方どうぞ。

9番

私たちの事件は、組長という一番の人だったので、証人に他の共犯者の方も皆さんいらっしやって、やはり面と向かってというのは証言しづらかったのか、プライバシーを保護される形で話をされていて、3人の証人がいらしたんですけど、それぞれ違う考え方とかがあったので、別々の方が色々証言しやすいのかなとは思いました。別々の日に3人の証人から話を聞いたので、最初はちょっと長いかなと思ったんですけども、でも話の内容を聞いていくと、関わり度合いや立場が違って、同じように言っても解釈が違ったりする部分があったので、別々で良いのではないかと思いました。

岡田検事

逆に言うと、いっぺんに全員の量刑を決めなければならないとなると、ちょっと負担というか、大変だなという感じなんですかね。

9番

そうですね。私だったらそうですね。全く一緒…、そこは難しいですけど、やはり役割が全く同じではないので、そういうところで多少の違いは出てくると思うんですけども。

岡田検事

なるほど、ありがとうございます。

司会者

1番の方は、3人いっぺんに量刑するのが大変だったとか、それが良かったかという

点ではどうですか。

1 番

やはり、3人の量刑を決めるのが一番気が重くて、大変悩んだところではあるんですが、確かに、裁判自体は一人一人の方が良いんですが、実際、今回量刑を決めるときに、実はこの3人の他にもう1人共犯の方がいらっしゃって、ただ未成年の方だったので、今回の裁判には入ってなくて、もうすでに量刑が決まっていた方だったんですよ。それで、私たちが実際に決めるときも、その事件にそれぞれの立場で関わっていて、役割が全然違うので、それがどれくらいの罪になるのかというのは素人目には分かりづらかったんですが、未成年の方がこういう役割でこういう役目を果たして現在もうこの量刑で確定になっていますというのは、参考になりましたし、この人がこの量刑だったら、今この事件の3人は、こういう役割や立場でこういうことをしたから、こうだよねということで、ひとつの判断基準にはなりました。

岡田検事

ありがとうございます。

向井判事

その共犯の事件では、3人の被告人の話をそれぞれ長時間聞いていただくのと、証人もいましたし、弁護人の主張もそれぞれ少しずつ違ったところもあったので、それをいっぺんに聞かされると、私たちも疲弊するところがあって、裁判員の方にもかなり負担をお掛けしたのではないかと感じていたんですけど、その辺りはいかがでしたでしょうか。それぞれの違い、それぞれの被告人に向き合わなければならないと思うんですけども、そういうことが、たくさんいるとしづらかったのか、それともそうでもなかったのか、日程のこともあるのですが。

1 番

確かに、1人の被告人の方について、一日裁判所に詰めてやりとりを聞いてというのは、負担といえば結構負担ではありました。ただ、普通は裁判は午前中ぐらいで終わるのを、裁判員裁判のためにあまり日程を伸ばしては悪いので、少し詰め込んで一日の裁判にしているというのをお聞きしたので、それは仕方ない部分があるのかなと思います。逆に、半日の裁判にして、裁判員裁判の期間が延びる方が、参加する側としては大変だったので、痛し痒しという形です。

司会者

ありがとうございます。まだまだ皆さんお話し足りないというところかもしれませんが、いつの間にか時間が経ってしまいました。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

最後に、皆さまから、ご自身の経験を受けて、今後裁判員になる方へのメッセージや裁判員裁判に参加した後のエピソード、それ以外のことも構いませんので、お話ししたいことがあれば是非お聞かせください。また1番の方からでよろしいでしょうか、よろしくお願ひします。

1 番

実際、参加させていただいて、本当に良かったなというのが感想でした。一生に一度くらいは参加しても良いのではないかという思いがありましたので、私の周りには参加したことがある方がいなかったのも、もし選ばれたら是非参加して欲しいというのは私からも言いたいですし、皆さんにも伝えたいです。ただ、実際問題として、私のように仕事をしていたり、家庭の事情がある場合だと、今回は8日間、休みがあって約2週間くらいになったかと思いますが、その時期会社を休むというのは、ちょうど去年のその時期だったからたまたま出来た、今だったら出来ないという、そういう巡りあわせとかタイミングがありますので、出来るだけ参加して欲しいんですが、日程や日数を考えると、ご事情がある方とか会社に勤務されている方は、長期の日程というのは厳しいかな、参加したくても難しいかなというのは少し感じました。

司会者

ありがとうございます。2番の方どうぞ。

2番

私は、少し思ったことなんですけども、1日の流れはだいたい午前9時から午後4時ぐらいまでというのが基本の時間なんですよね。その中で休憩時間がすごく多いと思ったんですね。その時間をもうちょっと短縮して早く上がれたらと、とにかく休憩が多いと思いました。

司会者

だいたい1時間おきぐらいですか。

2番

法廷に行ってもすぐ戻って来るじゃないですか。なんというんでしょうか、休憩時間が多かったですね。

司会者

休憩の回数が多いということでしょうか。他の方はどうですか。

3番

20分とか40分やって、いったん戻って話し合いをしてまた、というのがあったので、裁判の区切りだと思うんですけど、そんなに区切らなきゃいけないものなのかなと、2時間くらい詰めても良いのになと思いました。

司会者

だいたい1時間から長くても1時間半では休憩を入れていて、全般的に1時間から1時間半が裁判員の方としては初めて経験されるので、疲れを取るのには最適じゃないかと思ってはいたのですが。

2番

それは、すごく気遣ってくれているのは感じたんですけど、個人的にはもうちょっと大丈夫なのになと思いました。私の意見です。

司会者

時間は詰めて、日数が短い方が良いのではないかということでしょうか。

2番

時間も短縮になりますよね。法廷の流れもあるんでしょうけれども、私はちょっとそれだけは感じました。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方がいかがでしょうか。

3番

最初に送られて来るパンフレットを、もう少し怖くないパンフレットにして欲しいです。あれを見て結構躊躇してしまったんですよね。怖くないよ怖くないよって言われていると、本当は怖いんじゃないかとか、トラウマになったときはここに相談してねと言われると、やっぱりトラウマになるのとか、PTSDのことをすごく考えてしまったので、もうちょっと気楽な感じで作れないのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。確かに、おっしゃることはよく分かります。逆に過剰になることによって精神的に負担が生じるということですよ。

パンフレットとしては、もう少しシンプルなものが良いということですか。紙があまり多すぎない方が良い、資料が多いでしょうか。

10番

分厚かったですね。

11番

SNSをしたら罰金とか、ドタキャンはだめだとか、禁止事項がたくさんありましたよね。

司会者

あとはイラストを使って、マンガっぽくしているのは、あれはどうでしょうか。

3番

マンガは見やすかったんですけど、やっぱり怖いイメージが拭えなかったのもうちょっと怖くないんだよというのにもしてもらえればと思います。

司会者

例えばどういうふうなのものが良いでしょうか。

3番

難しいですけど、一番最初に通知が来たときから私にはストレスがすごくかかっている、来なきゃ良いのにとこの念をしながら過ごしていた日々があったので、たぶん精神的に弱いんだと思いますけれど、結構ストレスになりました。裁判という自体がストレスを感じるものだと思うので、しょうがないのかもしれないんですけど、それがそうでもなかったんだよっていうことを、みんなが良かったんだよっていうことをもう少し全面的にアピールが出来れば良いのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。4番の方どうぞ。

4番

私も、やはり裁判というのが遠い存在だし、裁判員になった人の経験を聞かずに、素人で参加していて、そうすると、そのときの裁判官3人の方が言うことが正しいと聞くしかないの、もう少し周りに裁判員を経験された方がたくさんいて、その方々が自由に話してくれるような機会が普通に世の中があれば、私たちもこんな躊躇をしながら参加することはなかったんじゃないかと感じました。まだ制度が始まって間もないとはい

っても、経験者はたくさんいるんだろうと思いますし、僕やったよという人がたくさんいても良いのかなと思いますけれど、私の会社でも自分しかいなかったという状況でしたから、確か、裁判が終わったときに、会社に行って裁判員裁判についての話をしてくれるということを教えていただいて、申込みをすれば話に来てくれるという制度があるというので、会社に聞いてみませんかと言ってみたんですけども、そのときは受け入れられなくて却下されたんです。社会全体がまだそんなに受け入れようというか、自分に当たるとは思っていないという感じなのかなとすごく感じました。まだまだ身近じゃないというのが一番の課題なのかなと感じました。私が先ほど言ったように、全部出来レースで裁判員をやっているのかなと思って来る方もたくさんいるんじゃないかと思えますので、私は経験しましたので、そうじゃないんだよと言いますけれど、そういう人がたくさんいないと変わっていかないんじゃないのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。経験された方の声をどのように発信していくのか、その辺りの努力がもう少し裁判所にあっても良いのかなと、今のお話を聞いて思いました。ありがとうございます。5番の方、いかがでしょう。

5番

今後、裁判員になられる方に向けてということで、本当に良い経験になるので経験していただきたいなと思います。家庭の事情、仕事の都合、色々条件がありますので、それを一つ一つクリアして参加してもらえればと思います。特に会社員の方におきましては、目の前の実績確保に向けて、今裁判に出ている場合じゃないというのも分かるんですが、例えば上職の人が出ることによって、上の人がいない分、その下の人が責任ある行動や考えを持つようになって、次に向けての人材育成にもなるんじゃないかと思えます。

あとは、最後の判決日が終わったときに、ものすごい疲労感と達成感で変な気持ちになって、他の裁判員の方々も同じ経験をされたと思います。ただ、それ以上に加害者の方、ご家族、被害者の方のご家族はもっともっと苦しい思い、苦しい結果を聞いたんじゃないかと思ひまして、本当にこの世の中が平和になれば良いなと思いました。あとは、私自身、被告人としてあの席には絶対に立ちたくないなと感じました。

最後になりますけれど、私たち裁判員に選ばれた中で、裁判を経験していた方というのは非常に少ないですよね。裁判を経験したことがない中で裁判員に選ばれる確率は非常に多いと思います。例えば、選任日に裁判を傍聴する機会やプログラムを設けるなどして、より一層国民の皆さんに裁判員制度や裁判の雰囲気を知ってもらうようにすれば、中には興味を持たれる方がいるのではないかと思いますので、考えていただけたらなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方お願いします。

6番

今、私は大学生をしていて、10年前、裁判員裁判が初めて行われたとき、中学生だったんですが、そのときと高校生のときに2回、裁判員裁判についてのビデオを学校で見たんですけど、何もかも話してはいけないと、裁判所で作っているのかは分からな

いのですが、とにかく何も話してはいけないというのを学んで、友達もみんなそう学んでいて、でも実際参加してみて、評議で話している内容はもちろん口外してはいけないんですけど、事件のことについてはニュースにもなっているから話して良いよと、その違いが大きくあって最初は戸惑いました。それについて、ここまで話して良いんだというのを聞いてきた周りの人に毎回説明しなければならなかったのが、ビデオと実際の違いというのがとても大きかったと思います。

司会者

ありがとうございます。確かに、実際は、そこまで守秘義務を強く捉えなくてということと裁判官から説明していて、皆さんとのギャップがあるのかなと、その辺りも我々自身少し考えていかなければいけないと思いました。ありがとうございました。7番の方どうぞ。

7番

私の周りには、友達が一人裁判員になっていたんです。私が選ばれたときにどんな感じか一応話を聞いていたので、緊張はしてなかったんですけど、でも、その人からは、何も言っちゃだめと言われたんです。それで、怖いなと思って来たんですけど、私が参加したときには、裁判官の方は、事件のことは話をして他の方の意見を聞いた方が良いよと言っていたので、そんなに厳しいものではないということは分かりました。なので、もし、裁判員の案内が来たときには、とても良い経験になると思うので、出られるものであれば参加した方が良いと思います。

司会者

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

8番

私も本当に良い経験だったと思います。一回目に送られて来た書類、先ほど、分厚いとおっしゃっていましたが、私は、予習になると思って全部読み込んで臨んで、たくさんありましたが、それは別に予習にもなるし良いなと思いました。そして、もっとイラストを入れてあまり気難しくないような感じにしたら良いと思いますし、それと、良い経験になりましたという意見がたくさん載せられていたと思うんですけども、もう少しネガティブな意見も入れた方が、すべて良い意見ばかりだと疑心暗鬼になる方もいると思うので、経験した中できつかったとか、そういう意見を入れたものを送付した方が良いと思います。私は本当に一步踏み出せたので、良い経験になったと思います。

司会者

ありがとうございます。

9番

私も良い経験にはなったと思うんですけど、でも、もしかしたらしなくても良い経験なのかなっていうのを、少し思いました。今回、私が担当した事件は、強盗致傷という事件だったんですけど、結局10日間、延べ2週間だったんですけど、事件のことを色々考えて悩ましい時間が家に帰ってからもあったので、一番最初に辞退してしまった事件は5日間だったので、そのくらいの期間なんだと思っていたら、実際担当する事件は10日間で、すごく長いとびっくりしたんですね。最近、札幌で裁判員裁判の期間が三十何日というのを見たときに、10日間でも結構重いかと思ったのに、三十何日と

というのは、仕事をそれだけ不在に出来るかというのがありますし、事件も殺人事件で精神的にもそれはちょっときついなと思いました。

それから、私は補充裁判員だったんですけど、パンフレットには、補充裁判員がどういうことをするのかというのは詳しく書いていなかったんです。パンフレットを見直しても分からなくて、裁判は傍聴席の方で見るのかなとか、評議も後ろで見学するのかなというふうに思っていたんですけど、実際は、裁判員の方と一緒に参加するという形だったし、評議の場でも普通に意見を求められて、その辺りが全然分からなかったのもう少しパンフレットに書いてあると良かったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、10番の方をお願いします。

10番

自分が最初に言ったように、ここに来るまでに出たくなくて、出たくないことばかり考えてましたけれど、こちらに来てやっぱり経験してみて、やっているうちにおもしろくなってきましたし、多分自分が人に伝えるときにはやっぱり良い経験になるから一度は出た方が良いと思うと思います。それと、あと、裁判員裁判は辞退する人の方が多いんですよ。

司会者

今、少しずつ辞退する人が増えているという報道もされていると思います。

10番

ちょっと前に裁判員裁判のドラマをやっていて、自分は見ていたんですけど、あのドラマを見ていると、自分がやっている裁判員裁判とドラマがリンクしてしまって、嫌な感じになって、ああいうメディアも良くないんじゃないかなと見ていて思いました。過剰な感じで伝えていたので、これはみんな出たくないと思うんじゃないかなと思いました。

司会者

どうしてもドラマを作るとなるとセンセーショナルなものを作ろうとするので、そこは難しいところですね。でも、確かに、そういう実際に近いものを作っても良いのかなと思います。裁判員制度が始まる時は、裁判所でドラマを3つ程作ったんですけど、それは制度当初のもので、10年重ねていく中で、少しズレが出てきているところがあるので、今後、そういった発信が必要だなと思いました。ありがとうございます。では、11番の方をお願いします。

11番

私も参加する前は、どんな案件だろうとか、重大案件は嫌だなとか、トラウマになったらどうしようといった不安な気持ちがあったんですけど、自分の人生において、たった数日間、こういう経験も悪くなかったなというのが最終的な感想です。先ほど8番の方がおっしゃっていたように、法服を着る経験をさせてもらうなど、思ったより堅苦しいイメージがなかったとか、そういった声をパンフレットの体験欄に寄せてはどうかと思います。

司会者

ありがとうございます。皆さんの声を世の中の人にどうお伝えしていくのかというの

が、私たちの課題であるなということを感じいたしました。我々ももう少し考えていかなければならないと思いました。最後に参加された検察官，弁護士，裁判官から一言お願いします。

岡田検事

大変貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきます。

奥田弁護士

貴重なご意見ありがとうございました。参考になりました。

向井判事

ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。天気も悪い中お越しいただきまして、皆さんから貴重なお話を色々いただきまして、本当にありがたく思っております。どうぞまたよろしく願いいたします。誰かが裁判員候補者になったときには、そっと後押ししていただければと思います。今日は本当にありがとうございました。